国立大学法人東京農工大学補助金等経理事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学補助金等経理事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則	本則	
(取得物品等の寄附手続) 第10条 研究担当者は、補助金等のうち直接経費により取得した設備、 備品及び図書等について、補助金等に特別の定めのある場合を除き、取 得後、直ちに本学への寄附手続を行わなければならない。	(取得物品等の寄附手続) 第10条 研究担当者は、補助金等のうち直接経費により取得した設備、 備品及び図書 <u>(以下「設備等」という。)</u> について、補助金等に特別の 定めのある場合を除き、取得後、直ちに本学への寄附手続を行わなけれ ばならない。	
(新設) (間接経費の取扱い)	2 前項の規定により研究担当者から寄附された設備等について、当該研究担当者が研究課題等による研究期間中に他の研究機関に所属することとなる場合で、当該研究担当者が新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用するときには、その求めに応じて、当該設備等を当該研究担当者に返還するものとする。ただし、複数の研究担当者がそれぞれ交付を受けた直接経費を合算して購入した設備等については、当該研究担当者全員が同意した場合に限る。 (間接経費の取扱い)	
第 12 条 (略)	第12条 (略)	
(新設)	3 第1項の規定により研究担当者から譲渡された間接経費について、当 該研究担当者が他の研究機関に所属することとなる場合又は研究課題等 を廃止することとなる場合には、当該年度に配分された直接経費の残額 の30%に相当する額の間接経費を当該研究担当者に返還するものとす る。ただし、当該研究担当者が間接経費の譲渡を受け入れないこととし ている研究機関に所属することとなる場合を除く。	
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)	

附 則(規程第45号)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。